

今後の労働者派遣制度の在り方の論点について

平成 20 年政府提出の法律案において措置することとしていた事項のほか、以下に掲げる追加的に措置すべき事項について、どのように考えるべきか。

1 登録型派遣

- ① 登録型派遣を原則禁止すべきか。
- ② ①の場合、禁止の例外をどのように設定すべきか（26 専門業務、紹介予定派遣、高齢者派遣、産前産後休業・育児休業・介護休業の代替要員派遣等）。
- ③ 派遣労働者の常用化のための方策を別途措置すべきか。

2 製造業務派遣

- ① 製造業務派遣を原則禁止すべきか。
- ② ①の場合、禁止の例外をどのように設定すべきか（一定の専門職、紹介予定派遣、高齢者派遣、産前産後休業・育児休業・介護休業の代替要員派遣等）。
- ③ いわゆる派遣切りに対応して、安定雇用を実現するための方策を別途措置すべきか。

3 日雇い派遣

- ① 禁止の対象となる雇用期間は 30 日以内か、2 か月以内か。
- ② 禁止の例外を 20 年法案どおりとしてよいか。
- ③ 禁止違反の場合の雇用期間のみなし規定を設けるべきか。

4 専ら派遣・グループ企業派遣

- 企業グループ以外の場合であっても、派遣元は労働者派遣の役務のうち 8 割を超えて提供してはならないこととすべきか。

5 均等（均衡）待遇

- ① 均等（均衡）待遇を図るための規定を置くべきか。
- ② ①の場合、「均等」か「均衡」か。

6 情報公開

- ① 情報公開義務の事項を追加すべきか。
 - * 派遣の契約数
 - * 派遣の期間別の内訳 等
- ② 派遣労働者に対する通知事項を追加すべきか。
 - * 派遣労働者の賃金
 - * 1人当たりの派遣料金、マージン
 - * 社会保険（健康保険、労災保険、厚生年金、雇用保険）の保険料 等
- ③ 派遣先に対する通知事項を追加すべきか。
 - * 派遣労働者の賃金
 - * 健康保険、労災保険の保険料（派遣元事業主負担分）
 - * 育児・介護休業法に基づく制限時間を超えて労働させてはならない旨
 - * 派遣元での教育訓練の時期・内容 等
- ④ 派遣先の労働組合に対する通知義務を課すべきか。
 - * 派遣労働者の業務内容
 - * 派遣元事業主の氏名
 - * 派遣料金
 - * 派遣労働者の賃金 等

7 派遣先責任の強化

以下の事項について、派遣先の責任を強化するための規定を設けるべきか。

- ① 労働者派遣契約の遵守等
- ② 年次有給休暇の取得を理由とする不利益取扱いの禁止
- ③ 育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止等
- ④ 未払い賃金に関する連帯責任
- ⑤ 社会保険料に関する派遣先の連帯責任
- ⑥ 派遣労働者に対する安全衛生教育
- ⑦ 定期健康診断の代行
- ⑧ 労災保険の保険給付の請求に係る便宜供与
- ⑨ 性別を理由とする差別の禁止
- ⑩ 派遣元事業主に対する個人情報提供の要求の制限
- ⑪ 団体交渉の応諾

8 違法派遣への対処

- ① 「直接雇用みなし制度」を導入すべきか。
- ② みなし制度ではなく、派遣先の労働契約申込み義務を創設することは考えられないか。

9 罰則

- ① 違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化をすべきか。
- ② 法令違反であることを知って労働者派遣を受けた派遣先に対する罰則を導入すべきか。

10 法律の名称、施行期日その他の事項

- ① 法律の名称及び法の目的に「派遣労働者の保護」を加える必要があるか。
- ② 法律の施行期日をどのように設定すべきか。